資料2

令和７年度
成年後見ステーション実績報告

令和８年７月３０日令和８年度京田田辺市権利擁護地域連携ネットワーク協議会資料

京田辺市の成年後見制度支援体制

（従来）

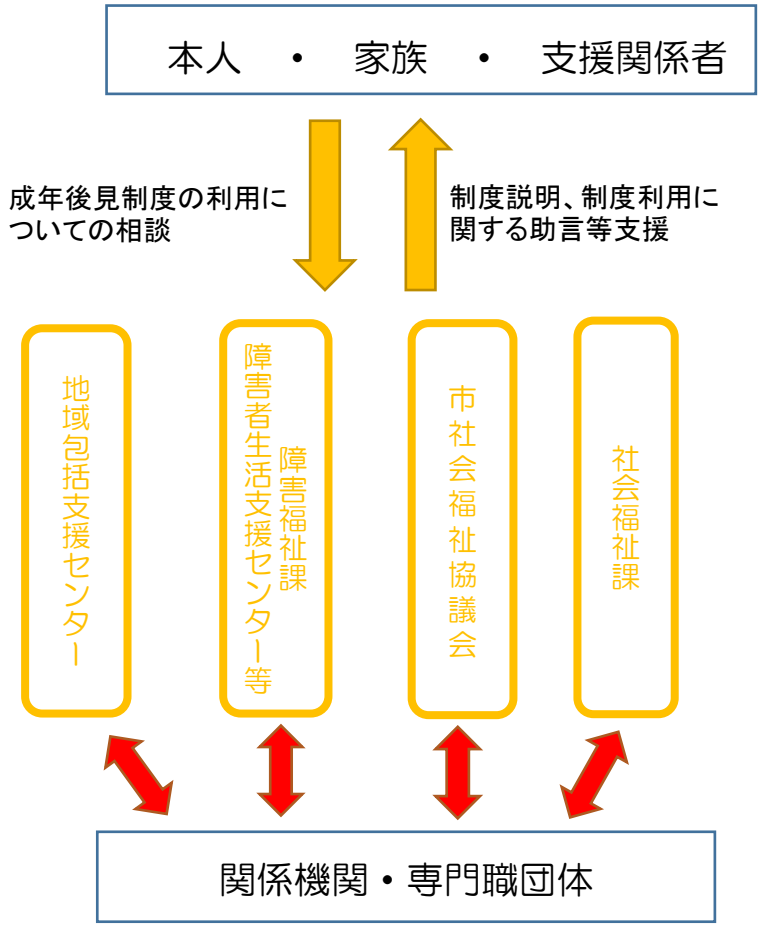

（令和４年４月～）

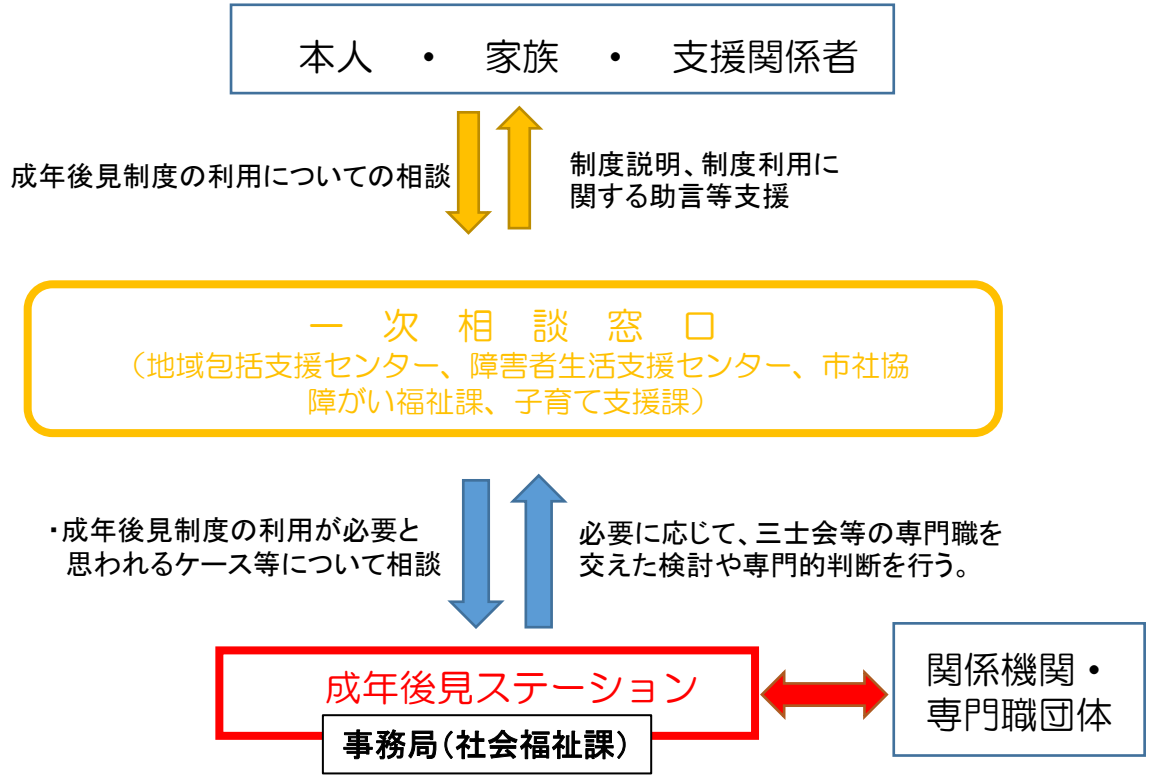

京田辺市の概要

（単位：人）

		令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	令和8年3月31日時点
人口		71，667	71，713	71，612
６５歳以上の人口		17，660	17，757	17，872
要介護認定者数		3，304	3，497	3，619
精神障害者保健福祉手帳所持者数		680	752	801
療育手帳所持者数		632	668	701
日常生活自立支援事業利用者数		38	43	44
成年後見制度利用者数（家庭裁判所からの提供資料より引用）	後見	81	83	
	保佐	52	56	
	補助	10	11	
	任意後見	1	1	

令和７年度成年後見ステーション実績報告

１．相談支援事業

【成年後見ステーションにおける対応ケース】

１２件　（令和8年3月末現在）

〇内訳

区分		高齢	障がい	合計
件数		９件 （うち新規6）	３件 （うち新規2）	12
内容	申立てに関する支援	５件 （市長申立１件、 本人申立2件）	０件 （本人申立0件）	5
	その他	４件	３件	7
個別ケースについて専門職への助言依頼				2

ケース概要

- 高齢者ケースでは、身寄りのない高齢者の制度利用（任意後見、法定後見）に向けた支援、経済的虐待による制度利用など
- 障がい者ケースにおいては、後見人選任後の支援に関する相談、施設利用者（入所・通所）の制度利用に関する相談など

⇒制度の利用だけでは課題解決に至らないケース、制度利用だけでなく生活課題全体として支援が必要なケースが増えてきている。

令和７年度成年後見ステーション実績報告

１．相談支援事業

【年間の推移】

（　）内は新規数

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数（総数）		10	13（8）	11（9）	12（8）
	高齢者	7	11（7）	9（7）	9（6）
	障害者	3	2（1）	2（2）	3（2）
市長申し立て		5	3	2	1
専門的助言		3	4	2	2

● 新規・継続ケースともに横ばいで推移している。

● 専門的助言についてはメーリングリストによる助言依頼数となっており、運営委員会で随時助言をいただき検討する体制をとっている。

令和７年度一次相談窓口対応実績　（参考）

【分野別内訳】

	実人数	申立てに向けた支援	申立てに至った件数
高齢者相談 （地域包括支援センター）	38	9	5 ※市長申立を含む
障がい者相談 （障害者生活支援センター）	6	4	3
京田辺市社会福祉協議会	15	3	2
事務局（社会福祉課）	11	0	0

【区分別内訳】※延べ件数

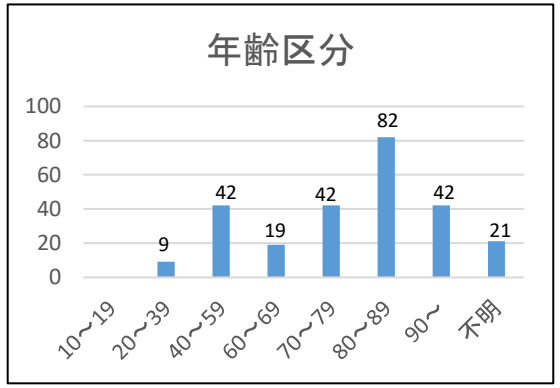

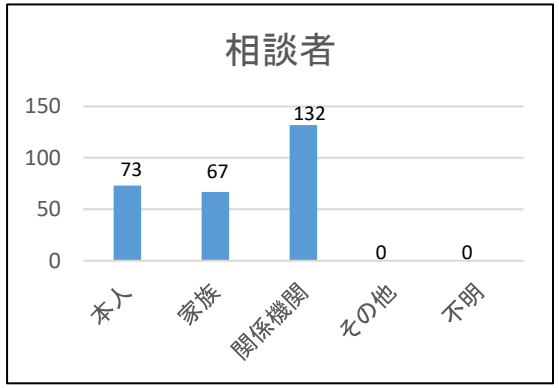

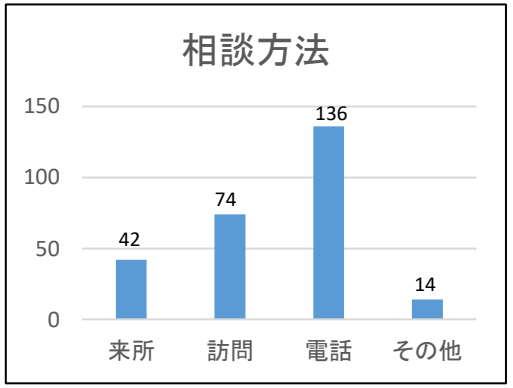

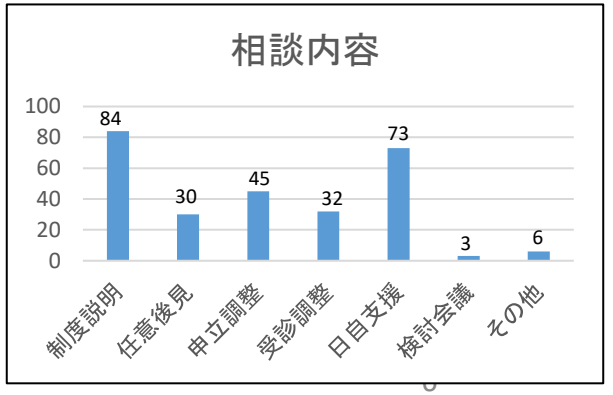

令和７年度一次相談窓口対応実績　（参考）

【相談、支援内容の傾向】

（高齢分野）

- 精神疾患のある高齢者で、金銭管理ができていないケース。公営住宅の家賃滞納があり、公営住宅担当課から相談窓口につながり把握し、支援介入となった。
- 支援者（ケアマネジャーや医療機関等）が、対象者の金銭管理に課題を感じ、制度利用に向けて地域包括支援センターにつなぐケース。
- 認知症の方の本人名義の通帳の出金等への不安、土地や家の名義人が認知症になった場合の手続きへの不安など、今後に備えてご家族が相談にくるケース。（任意後見制度、成年後見制度の説明）

（障がい分野）

- 携帯電話による課金、後払い決済、ペイペイ等の電子決済の場合などで債務が増え、日常生活に支障がでるケース。金銭管理が困難で制度利用等の対応が必要なケースだが、本人同意が得られず制度利用につなげることがむずかしい。
- 高齢の親が障害のある子の将来（親亡きあと）に備えて制度利用を考え、成年後見制度について考えるために相談にくるケース。（成年後見制度と遺言の作成などの説明）　すぐに制度利用につながるケースは少ない現状。

令和７年度成年後見ステーション実績報告

２．広報、啓発事業

○権利擁護連続講座

【目的】

・権利擁護に対する「気づき」の視点を学び、それぞれが地域の中で出来る範囲でサポートできることを考え、学ぶ機会とする。

・市の権利擁護支援体制や相談窓口を周知し、早期発見につながる地域づくりを目指す。

・権利擁護について関心をもっていただく人を増やし、将来的に担い手となる人材の発掘や育成の基盤づくりの場とする。

【日時】 令和7年12月4日（木）／12月11日（木）

【内容】 各分野の権利擁護に関する基礎的内容（2日間6講座）

	テーマ	講師
第1回	地域の福祉と権利擁護について	京田辺市社会福祉協議会
	障がい者の権利擁護について	基幹相談支援センター
	高齢者の権利擁護について	京田辺市地域包括支援センター
第2回	成年後見制度について	原田社会福祉士事務所
	任意後見・遺言について	京都公証人合同役場
	京田辺市の取り組みについて	京田辺市役所　社会福祉課

【参加者】参加申し込み22名

1日目15名、2日目17名（修了書発行10名）


修了証書

田辺　京子　様

あなたは令和７年度京田辺市権利擁護連続講座の全てのカリキュラムを修了したことを証します

令和７年１２月１１日

京田辺市健康福祉部社会福祉課長



令和７年度成年後見ステーション実績報告

２．広報、啓発事業

○市民向け啓発事業「成年後見制度について学ぼう」パネル展示

【目的】

市民及び支援関係者、市職員等幅広い方を対象に、成年後見制度の概要や相談窓口の広報を行い、制度利用を必要とする方が早い段階から検討できるよう、身近な制度として周知を図る。

【日時】令和8年1月26日（月）～1月30日（金）

【内容】

・成年後見に関する内容のパネル展示（成年後見制度、任意後見制度、日常生活自立支援事業　等）。

・権利擁護に関するパンフレットや相談窓口のチラシ等資料の設置と配布。





令和７年度成年後見ステーション実績報告

３．ネットワーク構築

①権利擁護地域連携ネットワーク協議会

令和7年度　１回開催（７月）

②運営委員会

中核機関を構成する関係各課及び関係機関と専門職（三士会）による運営委員で構成。

令和7年度　3回開催（８月、１１月、３月）

- ・対応ケースにおける課題の分析や対応方針等に対しての助言。
- ・事業運営上の課題や事業内容についての協議。

③定例会

中核機関担当者及び各一次相談窓口の担当者で構成する連絡会。

令和7年度　６回開催（偶数月）

- ・相談内容の報告や共有、課題についての検討など。
- ・成年後見制度等、権利擁護に関する情報共有。
- ・啓発事業等取り組み（協同開催）の検討。